

令和5年度

「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を開催しました

令和5年10月3日（火）、水戸市福祉ボランティア会館にて、市民後見人養成講座修了生のスキルアップを目的とした「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を開催し、平成30年度修了生と令和4年度修了生、連携市町村職員及び市町村社協職員合わせて30名の方が参加されました。講師に関東信越税理士会茨城県支部税理士の川角茂氏と水戸地方法務局登記官の落合邦彦氏を招き、川角氏は「市民後見人活動に係る税金について」、落合氏は「相続と遺言～法務局の新規施策～」をテーマにご講演をいただきました。

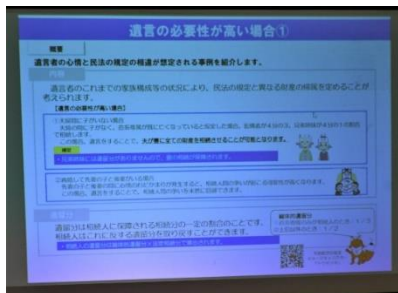


落合氏からは、事例を通して遺言書の種類や、その必要性、手続きの流れ、書き方のほか、令和6年4月1日から開始される相続登記の義務化についてお話がありました。

川角氏からは、後見人が被後見人の税の申告を行う際に、知っておきたい基礎知識や、暮らしの中の税のしくみについてお話がありました。



講義のあと、参加者から多くの質問があがるなど今回のテーマへの関心の高さが伺えました。



受講生からは「普段、税のしくみについて知る機会がなかったため勉強になった」、「税について基本的な知識を得ることができた」、「相続や遺言、来年度から始まる新制度についても理解を深められた」、「実際に相談を受けたときや支援の場で参考にしていきたい」などの感想がありました。

この研修をとおして、後見人として税の申告を行う際の基礎知識や、相続の問題、遺言作成の留意点、新制度などについて学びを深めることができました。